

こだわりの地場産品を地域ブランドに  
～推奨品の申請を随時受け付け～

生産者がこだわった、とびっきりの舞鶴特産物を応援する「ふるさと舞鶴あぐりブランド推奨制度」の申請を随時受け付けています。



- 【推奨基準】** ▲あぐりブランド紹介パンフレット
- ◆ふるさと舞鶴のアピールにつながること
  - ◆舞鶴にこだわっている産品、商品であること
  - ◆生産者がモノづくりにこだわっていること
  - ◆消費者に信頼される産品、商品であること

**【対象】** 農産物および畜産物を生産する農家か関係団体

**【申請条件】** 主な原料が舞鶴産であること

**【推奨品のメリット】** 市ホームページやパンフレットでPRするほか、「とびっきりやね。これ!舞鶴そだち」の推奨マークを貼り付けて販売。



**【申し込み方法】** ▲推奨マーク 所定の用紙(農林課、西支所、加佐分室に備え付け)に必要事項を記入し、郵送か持参で農林課へ。  
▶詳しくは農林課(☎66・1023)へ。

舞鶴の食 BRAND BOOK (冬春版)を発行

舞鶴の食の「こだわり」や魅力を発信するブランドブック「冬春版」を発行しました。「夏秋版」に続き発行するもので、「舞鶴かに」や「かき」、「佐波賀だいこん」など、舞鶴の冬春の味覚を紹介。今後も「食」のブランド力向上に向け、首都圏や京阪神などの観光プロモーションに活用していきます。



「まいづる観光ネット」でも公開中。上記のコードからご覧いただけます。

▶詳しくは、観光商業課(☎66・1024)へ。



滞納整理強化月間

12月は滞納整理強化月間として、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・利用者負担額(保育所保育料)の滞納者に、文書や電話などによる催告を行います。支払い能力がありながら納付しない人には、給与や預貯金の差し押えなど滞納処分を厳正に行ないます。やむを得ない事情で納付が困難な場合は、債権管理課へご相談ください。  
▶詳しくは、同課(☎66・1007)へ。

一般競争(指名競争)入札の参加資格申請受付

市が発注する建設工事や物品購入などの入札や見積り合わせに参加を希望される方(事業者)は参加資格の申請が必要です。

- 【受付期間】** 来年2月1日(月)～29日(月)
- ◆窓口…平日9時～12時と13時～16時
  - ◆郵送…29日消印有効
- 【対象】** ◆定期受付…物品・役務業者、測量・建設コンサルタント等業者および市外の建設工事業者(有効期限は28・29年度)
- ◆追加受付…市内の建設工事業者(有効期限は28年度)
- 【申し込み方法】** 所定の用紙(契約課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、必要書類を添えて同課へ郵送か持参。  
▶詳しくは、契約課(☎66・1065)へ。

平成25年台風18号の被災者住宅再建を支援  
(再建経費の一部を補助)

**【対象】** 市内の住宅に居住し被害を受けた人で、市内で住宅を建替・購入・補修・賃借し、引き続き居住する人

**【対象経費】** 被災した住宅に代わる住宅の新築・購入・補修費用や賃借にかかる費用、被災した住宅の補修費用など

**【補助金額】** 対象経費の3分の1

**【補助金の限度額】** 下表のとおり

被災区分	再建等の方法		
	新築・購入	補修	賃借
大規模半壊	100万円	60万円	40万円
半壊	150万円	—	—
一部破損・床上浸水	50万円	—	—

**【その他】** 申請と工事完了報告は、同じ年度内に行う必要があります。報告は来年2月29日(月)まで。  
▶詳しくは、住宅・営繕課(☎66・1050)へ。

「舞鶴西総合会館改修工事」のお知らせ

西総合会館では下記の通り改修工事を実施します。土日・祝日および平日夜間に騒音振動を伴う工事が実施される予定ですが、平日の日中も騒音などが発生する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

《郷土資料館移転に伴う整備工事》  
**【期間】** 12月中旬～来年5月下旬(予定)

《エレベーター改修工事》  
**【期間】** 来年4月上旬～5月下旬(予定)

※この期間はエレベーター使用不可  
▶詳しくは、西支所総務係(☎75・2250)へ。

個人住民税の特別徴収を推進

給与所得者の個人住民税(市民税・府民税)の特別徴収は、事業主(給与支払者)が毎月の給与から住民税を差し引いて、市町村へまとめて納入する制度です。所得税の源泉徴収義務がある事業主は、地方税法の規定により、特別徴収義務者としてすべての従業員の住民税を特別徴収することが原則として義務付けられています。まだ特別徴収を実施していない事業主の人は、法令に基づく適正な実施をお願いします。  
▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

存在しない家屋が課税されていませんか?

家屋の固定資産税は毎年1月1日現在の状況により課税しています。市では、取り壊された家屋を把握するために定期的に調査を行っていますが、取り壊した家屋(全部または一部)が課税されている場合は連絡をお願いします。また、今年12月末までに取り壊し予定の家屋がある場合もご連絡ください。  
▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

「安心・安全!」まいづる  
メール配信サービス

◆メールで防災情報などを発信  
市では、さまざまな情報をメールでお届けする「メール配信サービス」を行っています。警報などの気象情報や避難所開設などの防災情報、舞鶴の観光イベントや旬のグルメなどの観光情報、子どもの安心、安全を守るための不審者の目撃情報などを随時配信しています。

◆配信内容  
◆防災情報  
◆その他緊急情報  
◆不審者情報  
◆観光・イベント情報  
◆市政情報  
◆消防情報(火災情報(エリア指定不可))  
◆クマ出没情報

◆まいづるメール配信サービスについてのお問い合わせは、広報広聴課(☎66・1041)へ。



▲登録はこちらから

市議会 12月定例会  
(予定)

開会中の市議会12月定例会の日程は右表のとおり。いずれも傍聴できます。定員は本会議が先着各38人、委員会が先着各15人。  
▶詳しくは、議会事務局(☎66・1060)へ。

日時	内容	場所
7日(月)10時から	本会議(一般質問)	市議会議場
8日(火)10時から	本会議(一般質問、議案質疑)	市議会議場
9日(水)10時から	経済消防 民生環境 建設 総務文教 } 予算決算分科会 委員会	議員協議会室
9日(水)13時から		
10日(木)10時から		
10日(木)13時から		
16日(水)10時から	予算決算委員会	
22日(火)10時30分から	本会議(委員長報告、討論、採決)	市議会議場

※委員会の日程については変更になることがあります。